



# 稲葉駐在所だより 5月号



## 自転車の交通反則通告制度 (青切符) 導入!!

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が導入されました。

自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう。

### ～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

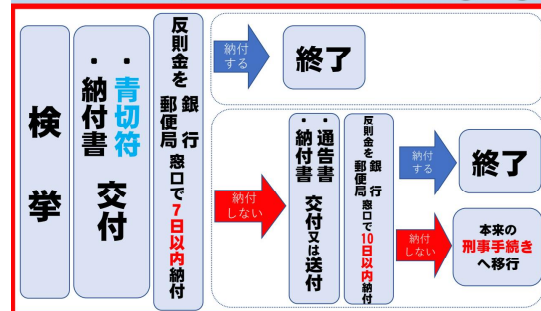


## 自転車違反

2026年4月1日

青切符導入

16歳以上が対象



### 青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反(即検挙)
  - ・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
  - ・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけたとき
  - ・違反を同時に2つ以上行っている(傘を差しながら信号無視)など
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど

### 【交通反則通告制度】

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。



### 『自転車の安全で適正な利用の促進について』

栃木県内では、令和7年中自転車に関する事故は人身事故の約3割を占めています。

そのうち自転車の7割以上に何らかの法令違反があるため、自転車対策が喫緊の課題となっています。

### 自転車事故の状況(令和7年中)

|          |        |           |
|----------|--------|-----------|
| 発生件数     | 1063件  | (前年比 -3)  |
| 死者数      | 8人     | (前年比 +1)  |
| 負傷者数     | 1044人  | (前年比 -8)  |
| (うち重傷者数) | (131人) | (前年比 -35) |

自転車に関する事故の当事者1079人のうち、高齢者が328人(30.4%)と最も多く、次いで高校生が235人(21.8%)であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。

事故類型別では、自己転倒などの単独が442件(41.6%)と最も多く、次いで出会い頭が316件(29.7%)、右左折時事故が213件(20.1%)となっています。